

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	スピノフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピノフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピノフ実行に間に合うよう所要の措置を講じる。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— ( (</p>	<p>百万円 百万円) 百万円)</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピノフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、スピノフの実行に間に合うよう所要の措置を講じることで、株主や証券会社等における追加的な税務対応の負担や、株式取引への悪影響が発生しないようにすること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>グループ通算制度の適用会社は、制度上、完全子会社（通算子法人）のグループ通算制度からの離脱に当たって、離脱の直前に投資簿価修正を行い、親会社から離脱する完全子会社の株式の帳簿価額を計算する必要がある。</p> <p>スピノフする親会社の株主における、スピノフされる完全子会社の株式の取得価額及び親会社株式の取得価額の計算に用いる分配資産割合について、現行制度では「スピノフ直前」の完全子会社株式の帳簿価額に相当する金額を用いることとされている。</p> <p>この点、グループ通算制度の適用会社に関しては、スピノフによる完全子会社のグループ通算制度からの離脱に伴う投資簿価修正を行うために数ヶ月程度の準備期間が必要となるため、スピノフ時点では投資簿価修正を踏まえた帳簿価額に基づく分配資産割合を確定することができない。</p> <p>その結果、スピノフする親会社の株主における完全子会社株式の取得価額及び親会社株式の取得価額をスピノフ実行後直ちに算出することができない。</p> <p>このため、分配資産割合が確定するまでの間に各株主がいずれかの株式を譲渡した場合、税務上の譲渡損益を正しく算出できず、株主における株式取引に支障を来す可能性がある。</p> <p>仮に、スピノフ時点では暫定的な分配資産割合を用いて親会社とスピノフされる完全子会社の株式の取得価額を計算して株式分配を行い、分配資産割合の確定値を得た後に両社の株式の取得価額を再計算することが許容されることになった場合でも、株主や証券会社等にこの再計算に伴う修正申告等の追加的な税務対応が発生する他、分配資産割合の確定値を得るまでの間は各株式の真の取得価額が分からず、株主における株式取引に支障を来す可能性があるため、親会社もスピノフの決定・実行を躊躇する恐れがある。また、株主による申告漏れのリスクや、税務署において修正申告や申告漏れ等に関する追加的な事務負担が生じる可能性もある。</p> <p>このため、グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピノフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピノフ実行に間に合うよう所要の措置を講じる。</p>		
	今回の要望（租税）	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>

		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置によって、株主等における追加的な税務対応の負担や株式取引への悪影響を発生しないようにすることができるため、利用者の利便性向上に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、株主等における追加的な税務対応の負担や株式取引への悪影響を発生しないようにするものであり、利用者の利便性向上に繋がることから、妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 14 年度要望 連結納税制度を創設	